

(仮称) 秋田市個人情報保護法施行条例の骨子案について

1 条例の目的

地方公共団体が保有する個人情報の保護については、令和5年4月1日から、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が適用され、法に基づいた運用へと変わります。

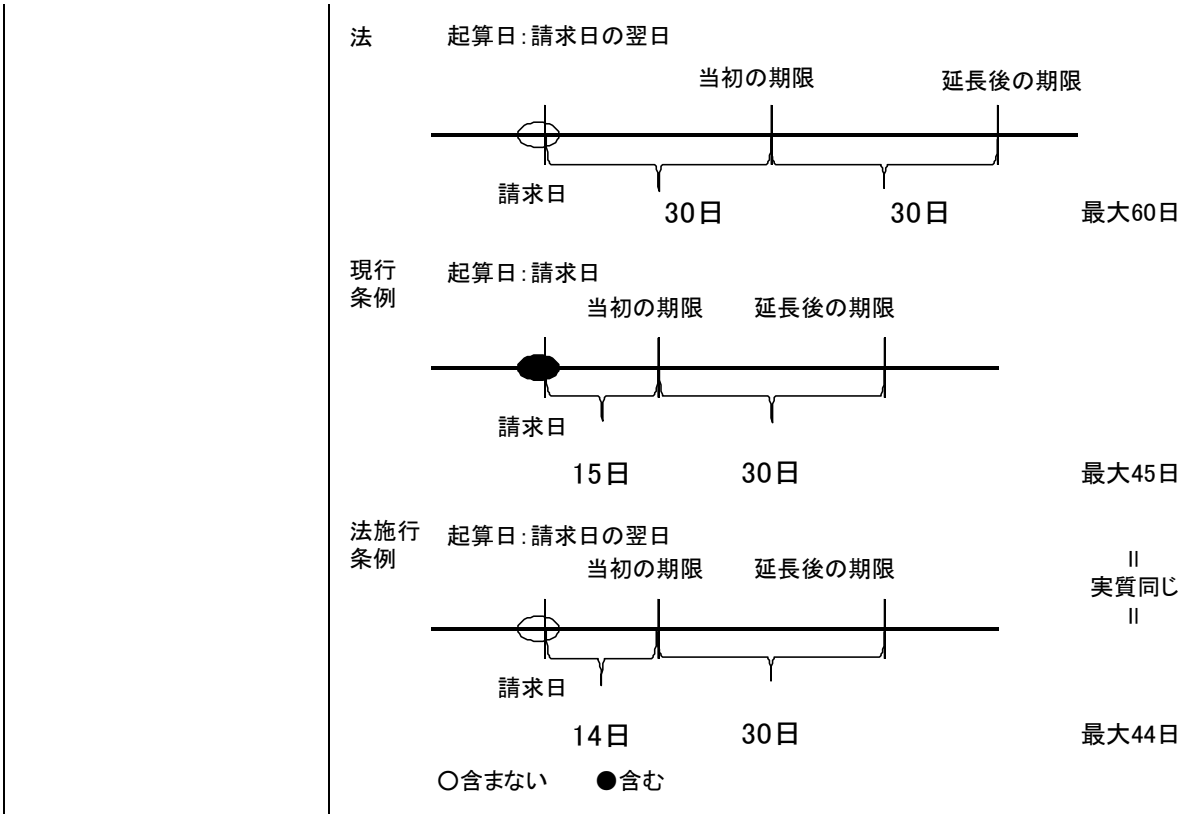
そのため、現行の秋田市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）を廃止し、法の施行に当たり必要な事項を規定する条例として、(仮称)秋田市個人情報保護法施行条例（以下「法施行条例」という。）を制定します。

法では、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールを規定していますが、地方公共団体では、法施行条例で開示請求の手数料等必要事項について定めるほか、必要最小限の独自の保護措置を定めることができるとされました。

そのため、法施行条例では、法が認める範囲で、現行条例の基本的理念を後退させることのないように、必要な規定および独自の保護措置を定めます。

2 法施行条例の主な内容

内容	概要						
開示請求に係る手数料 および費用負担	<p>「開示請求があった場合の手数料」の違い</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>手数料</th></tr></thead><tbody><tr><td>法</td><td>有料（1件300円）</td></tr><tr><td>現行条例</td><td>無料（コピー代等の実費負担）</td></tr></tbody></table> <p>現行と行政サービスの内容は変わらないため、法施行条例でも手数料を「無料」とします。</p>		手数料	法	有料（1件300円）	現行条例	無料（コピー代等の実費負担）
	手数料						
法	有料（1件300円）						
現行条例	無料（コピー代等の実費負担）						
開示決定等の期限	<p>「開示請求があった場合の決定期限」の違い</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>決定期限</th></tr></thead><tbody><tr><td>法</td><td>請求があった日から30日以内</td></tr><tr><td>現行条例</td><td>請求があった日も含めて15日以内</td></tr></tbody></table> <p>現行と行政サービスの内容は変わらないため、法施行条例では決定期限を現行と実質的に同じ「請求があった日から14日以内」とします。</p> <p>なお、14日以内に決定することが事務処理上困難な場合は、決定期限を、法や現行と同じ30日に限り延長します。</p> <p>（請求があった日から14日+30日=44日以内）</p>		決定期限	法	請求があった日から30日以内	現行条例	請求があった日も含めて15日以内
	決定期限						
法	請求があった日から30日以内						
現行条例	請求があった日も含めて15日以内						



個人情報取扱事務登録簿の作成・公表

個人情報取扱事務登録簿の作成

	作成義務
法	なし (保有する個人情報1,000件以上は個人情報ファイル簿を作成)
現行条例	あり

現行制度で作成している個人情報取扱事務通知は、法での作成義務はありませんが、市民等に対して各課所室で保有する個人情報の目的等の概要を明らかにするため、条例で義務づけ、引き続き作成・公表します。

なお、名称を「個人情報取扱事務登録簿」に変更します。

運用状況の公表

開示等請求の件数等の運用状況の公表

	公表義務
法	なし
現行条例	あり

現行制度で行っている運用状況の公表は、法で義務はありませんが、制度の運用状況を明らかにするため、条例で義務づけ、引き続き公表します。